

命 令 書

申 立 人 食品関連一般労働組合
執行委員長 A 1

被申立人 Y生協
代表理事 B 1

上記当事者間の埼労委令和6年(不)第1号C不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和7年8月7日第963回公益委員会議及び同月21日第964回公益委員会議において、会長・公益委員甲原裕子、公益委員山崎仁枝、同村上文及び同荒木直人が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

被申立人Y生協(以下「生協」という。)を平成26年2月28日に退職したA2(以下「A2」という。)は、平成28年3月19日、申立人食品関連一般労働組合(以下「組合」という。)に加入了。

令和2年7月10日、組合は、A2の「在職中に発生した負傷について使用者としての安全配慮義務違反があったのでその損害について」、生協に対して初めて団体交渉(以下「団交」という。)を申し入れた。

同年9月9日、組合と生協は、1回目の団交を行った。

令和5年12月14日、組合と生協は、2回目の団交を行った。

同月24日、組合は、A2の「長年の功労に対して感謝の意を表す」こと及びA2の「失われた人生と名誉の対価として18,444,288円の支払いを要望する」ことを議題として、生協に対し団交を申し入れたが（以下「第3回団交申入れ」という。）、生協は、応じなかつた。

令和6年1月19日、組合は、「書面で回答された「パークシティ〇〇〇〇〇〇」の配達状況について、若干の質疑」、「前回交渉の中で、労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の件が質されたおり、B2労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯」及び「1人作業における災害時の現地調査について等、事故後における生協の対応」を議題として、生協に対し団交を申し入れたが（以下「再申入れ」という。）、生協は、応じなかつた。

本件は、生協が組合の第3回団交申入れ及び再申入れ（以下、併せて「本件申入れ」という。）に応じなかつたことは、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第2号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、令和6年5月8日、組合から救済の申立てがなされた事件である。

第2 組合の請求する救済内容の要旨

- 1 生協は、A2の勤務時間中の事故又は過重労働による傷病についての紛争の解決に関する団交に、誠実に応じること。
- 2 誓約文の手交及び掲示

第3 当委員会の認定した事実

1 当事者

- (1) 組合は、肩書地に所在し、平成8年2月25日に結成された、いわゆる合同労組であり、申立時の組合員数は、40名である。

A 2は、生協退職後の平成28年3月19日に組合に加入しており、本件申入れ時点で生協と労働契約関係はない。また、他に生協と労働契約関係にある組合員はない。

なお、A 2の組合加入当時、生協に対して組合加入通知はなされていない。

(2) 生協は、消費生活協同組合法に基づいて昭和41年3月17日に設立され、平成25年3月21日に現在の商号となった生活協同組合である。肩書地に所在し、組合員の生活に必要な物資を購入、加工、生産して組合員に供給する事業等を目的としている。令和6年3月現在の正規職員は3125名、パート・アルバイト職員は1万214名である。

2 A 2の退職及び組合加入までの経緯

(1) 昭和50年2月1日、A 2は、現生協の前身の1つである当時のB 3生協に就職した。

B 3生協は、昭和57年、他の生活協同組合と合併してB 4生協になり、平成2年、その商号をB 5生協に変更した。さらに、平成25年3月21日、他の生活協同組合と合併して現在の商号になった。

(2) 平成22年3月11日、A 2は、コーパデリ大宮センター地域担当主任となり、同年5月当時、さいたま市○区○○にある大規模マンション「パークシティ○○○○○」内の配達業務を担当していた。

(3) A 2は、平成22年5月5日以後、川越リハビリテーション病院、船橋整形外科病院、自治医科大学附属さいたま医療センター、国立精神神経医療センター、田中整形外科、新小岩わたなベクリニック、佐々木耳鼻咽喉科・眼科、タツイ眼科、星ヶ丘病院、東埼玉病院、ひらの亀戸ひまわり診療所、安田泌尿器クリニック、こうぬまクリニック、慶應義塾大学病院、目白大学耳下学研究所クリニック、丸

山記念総合病院などに通院して治療を受けたが、頭痛等の症状は改善しなかった（なお、A 2 の症状の内容については、当事者間に争いがある。）。

- (4) A 2 は、平成 2 2 年 5 月 5 日を負傷又は発病年月日として、労働者災害補償保険に基づき、平成 2 2 年 7 月 1 3 日付けで休業補償給付を、平成 2 2 年 7 月 1 6 日付けで療養補償給付を申請した。

休業補償給付支給請求書において、傷病の部位及び傷病名は、「左肩インピンジメント症候群、頸椎症」と記載されていた。

療養補償給付たる療養の給付請求書において、傷病の部位及び状態は、「左肩脱臼」とされ、災害の原因及び発生状況は、以下のとおり記載されていた。

○区○○○丁目客先マンション（一棟に何軒も配達先がある）前路上で朝 9 時からずっと配達作業をしていたが、夕方 4 時ごろトランク荷台前で米や牛乳の入ったオレコン 4 箱を両手で持ち上げたところ、急激に左肩に痛みが走ったもの

- (5) さいたま労働基準監督署長は、「左肩インピンジメント症候群、頸椎症と業務との間に相当因果関係が認められない」として、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日付けで(4)の療養（補償）給付を不支給と決定した。また、(4)の休業補償給付についても、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日、さいたま労働基準監督署長により同様に不支給決定がされた。

- (6) 平成 2 4 年頃、A 2 は、東京地方裁判所に対し、(5)の不支給決定の取消しを求める行政訴訟を提起した（同裁判所平成 2 4 年（行ウ）第 6 9 2 号）。

- (7) 平成 2 5 年 9 月 1 0 日、A 2 は、生協を定年退職し、アルバイトとして再雇用された後、平成 2 6 年 2 月 2 8 日に退職した。

- (8) 平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日、A 2 は、医療法人財団順和会山王病院の医師から脳脊髄液減少症と診断された。

- (9) (6)の行政訴訟は、平成27年1月29日の地裁判決で請求棄却、同年7月30日の高裁判決で控訴棄却となり、A2の敗訴が確定した。
- (10) 平成28年3月19日、A2は、組合に加入した。

3 組合加入後のA2の提訴及び本件申立てに至るまでの訴訟の経緯

- (1) 平成29年1月、A2は、2(8)で診断された脳脊髄液減少症の発症が平成22年5月5日の業務に起因するとして、さいたま労働基準監督署長に対し、労働者災害補償保険に基づく給付を申請した。平成29年2月8日、組合は、A2と共に、さいたま労働基準監督署との面談に出席した。

さいたま労働基準監督署長が不支給と決定したため、A2は、令和2年5月、地方裁判所に対し、当該不支給決定の取消しを求める行政訴訟（以下「別件行政訴訟」という。）を提起した。

- (2) 令和2年5月4日付けで、A2は、生協の安全配慮義務違反による転倒ないし過重労働で脳脊髄液減少症を発症したとして、債務不履行責任に基づき、生協に対し、訴額2028万4288円とする損害賠償請求訴訟をさいたま地方裁判所に提起した（さいたま地方裁判所令和2年（ワ）第1010号、以下「別件民事訴訟」という。）。訴額の内訳は、治療関係損害242万275円（病院診療費131万3825円、薬局代9万6470円、交通費100万9980円）、休業損害・失業損害1255万4013円、入通院慰謝料347万円、弁護士費用相当損害184万円である。

- (3) 別件民事訴訟において、A2は、次のとおり事故が発生したと主張した（以下「A2の主張する事故」という。）。

前述した日常の業務のため、原告には相当な疲労が蓄積していたところ、原告は、次の通り転倒（以下「本件転倒」）して負傷した。

(1) 日時 2010年5月5日 午後4時ころ

(2) 場所 埼玉県さいたま市○区○○町○丁目○○○

(3) 被災態様 上記のような過重な勤務のため、原告は、少しでも早く業務をこなすため、台車をエレベーターホールに置いて顧客へ配達するカタログを右手に持つて急ぎながら歩いていたところ、突然、9階の廊下に敷いてあった鉄版（建物のエキスパンションジョイントのカバー）の段差の個所に左足先が当たってつまずいて、とっさに右足が出ず、一瞬、体が宙に浮いたような感じで前のめりになり、次の瞬間にどさっと地面に体が落ちるという態様で転倒した。その瞬間、左手は頭の上にあげた状態で体の左側を下にした状態であった。左手の手のひらは廊下表面に突き当てたようで、擦り傷のようにひりひりした。

原告は何が行ったのかわからなかつたが、ゆく
り体を起こしたところ、足元の通路に少し段差が
見え、「なんだこんなものにつまずいたのか」と思
つた。

その数分後、本件マンション付近に駐車中のトラック付近で配達品を持ち上げたとき、左肩に激痛が走った。原告は、その強い痛みのために「ギャー」と声を出した。この激痛は翌日まで継続した。その後も物を持ち上げようとするとき激痛が出た。

(4) 令和5年2月17日付けで、別件民事訴訟において、さいたま地方裁判所は、A2が従事していた配達業務は過重なものではなく、仮に転倒の事実があったとしてもその業務に起因するものと

は認められないから、生協の安全配慮義務違反は認められないとしてA 2 の請求を棄却した。

- (5) 令和5年3月2日付で、A 2 は、別件民事訴訟について、東京高等裁判所に控訴した（令和5年（ネ）第1696号損害賠償請求控訴事件）。
- (6) 令和5年9月6日付で、地方裁判所は、別件行政訴訟において、A 2 の請求を棄却し、A 2 は、高等裁判所に控訴した。
- (7) 令和5年11月28日付で、別件民事訴訟において、東京高等裁判所は、A 2 の主張する事故はこれを認めるには足りず、これが認められるとしても、生協にこの点に関する安全配慮義務違反の成立を認めることはできず、また、過重労働に係る安全配慮義務違反の成立を認めることもできないから、その余の点について判断するまでもなく、安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求は理由がないとして、A 2 の控訴を棄却した。
- (8) 令和5年12月11日付で、A 2 は、別件民事訴訟について、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをした。

4 1回目の団交

- (1) 令和2年7月10日、組合は、生協に対し、次のとおり初めて団交を申し入れた。

団体交渉の申し入れ

貴Y生協と2014年3月10日まで雇用関係にあったA 2 (当該組合員) 氏の在職中に発生した負傷について使用者としての安全配慮義務違反があったのでその損害について下記の要領で団体交渉を申し入れます。

記

1. 交渉事項

2010年5月5日の配達業務中、転倒により発生した負傷は使用者側の責任に帰する事故であった。この負傷により失った利

益 18,444,288 円を要求します。

2. 日時及び場所は貴協同組合の指定をベースに 7 月 17 日までに文書にて示してもらい調整・合意のうえとしたい。

但し、場所は記録等に支障のないスペースを用意されるようお願いします。

3. 組合側交渉員：組合役員及び A2 氏、詳細は追ってお知らせします。

(2) 令和 2 年 9 月 9 日、組合と生協は、1 回目の団交を 1 時間 44 分程度行った。

5 1 回目の団交から 2 回目の団交に至る経緯

(1) 1 回目の団交後の組合の団交申入れに対し、生協は、令和 2 年 9 月 24 日付け「回答書」で次のとおり回答し、今後の団交を断った。

貴労働組合（以下、「組合」といいます。）から、A2 貴組合組合員（以下、「A2 氏」といいます。）の 2010 年 5 月の事故に関し団体交渉を求められておりますが、当該事故はすでに 10 年前の出来事であるところ、A2 氏は、2014 年 2 月 28 日に当生協を退職され、貴組合の申入れ時点ですでに 6 年以上を経過しております。また、A2 氏が脳脊髄液減少症（漏出症）と診断されこれが 2010 年 5 月の事故に起因するので労災申請書に捺印を求める旨の申入れは、A2 氏の代理人であった A3 弁護士から当生協に対し 2015 年 8 月にありましたが、当時、当生協から回答をしたところ、その後返答もなく約 5 年が経過しています。そもそも当生協に対し A2 氏在職当時に責任追及がなされていたと言う事情は全くないところ、上記のとおり 5、6 年間、A2 氏からは当生協に対し何らの申入れすらなく経過しておりました。

貴組合からの申入れを受け、2020 年 9 月 9 日にはとりあ

えず貴組合のお話を聞きするということで団体交渉を開催させて頂きましたが、貴組合からはこの5、6年間に客観的事情が変化して今般の申入れに至った旨のご説明も特段なく、当時の事故状況に大きな認識の相違がある中で「話し合いでの解決」を求められても、当生協は当惑するばかりです。

他方、A2氏は本件に関し当生協に対し損害賠償請求訴訟を提起しているところです。

つきましては、A2氏の件はもはや当生協が団体交渉において適切に対処できるものではなくなっていますので、今後の団体交渉をお断りさせて頂きます。

(2) 組合は、生協に対し、令和2年11月20日付け「「第2回団体交渉」再度の申入書」で次のとおり団交を申し入れた。

貴Y生協（生協）と食品一般ユニオン（ユニオン）との第1回団体交渉後、貴生協は「回答書」（9月24日付）にて、次回団体交渉を拒否しました。

その後、当ユニオンは貴生協の「回答書」を踏まえた上で、団体交渉継続の必要性を具体的に指摘し、開催の申入れ（10月1日、10月15日）をしてきました。これに対し貴生協から、回答（10月6日、10月21日）がありましたが、その内容は「2020年9月24日付回答書のとおり」との拒否回答の繰り返しです。しかし、申入書で指摘の通り、「9月24日回答書」の中で貴生協から協議を通して解明すべき問題点が提起されたのであり、「団交拒否理由」として回答書を繰り返し引用するのは極めて異常です。

当ユニオンには、回答書（9月24日）に基づき協議・解明が必要と認識している問題点は何点かありますが、一回の団体交渉で全ての協議を尽くすことは困難と考えます。

従って当方としては、次回団交での協議事項を以下の様に考えます。勿論、貴生協から優先すべき協議事項の提起があれば、

真摯に受けとめて協議に応じるものです。

記

①2015年8月以降「5、6年間、A2氏からは当生協に対し何らの申入れすらなく経過」・・・。貴生協の認識に対する事情説明と事実関係の解明を行う。

②「そもそも当生協に対しA2氏在職当時に責任追及がなされていたという事情は全くない」・・・。貴生協の虚偽的な認識に対し、当時の事実を正確に伝えること。

③損害賠償請求訴訟が提起されている、「団体交渉において適切に対処できるものではない」・・・。団体交渉と訴訟の関係を明確にする（訴訟の凍結も視野に、など）。

貴生協の回答書（9月24日）で残された問題点は、今後の団体交渉の協議事項に委ねますが、当方には貴生協の疑問点に誠実に答える義務があり、当然のことながら貴生協には回答に応じる義務があるのであり、団体交渉の開催は避けられない課題です。

貴生協の存立の原点に照らし、争いごとが事実と道理に基づいて円満に解決することを目指し、第2回団体交渉が開催されることを再度、改めて申入れる次第です。

(3) 組合は、生協に対し、令和5年8月21日付け「「第2回団体交渉」の申入れ書」で次のとおり団交を申し入れた。

貴生協は、食品一般ユニオン（以下、ユニオン）との第1回団体交渉後、「回答書」（2020年9月24日付）で「今後の団体交渉をお断りさせて頂きます」として、以降の再三の申入れに対しては理由を示すことなく拒否をしています。

しかし、これまでの経過からすれば、この回答は明らかに不当です。

損害賠償訴訟は、2022年11月25日、「原告の請求は棄却する」と一人作業の実態を無視する不当判決が出されましたが、

東京高裁で継続されています。

貴生協は、控訴審での被控訴人準備書面（2）において、「転倒したとすれば、状況からしてその原因は控訴人の『不注意』にあったという他ない」、「使用者の支配管理性が及ぶ以前の問題であり、使用者の安全配慮義務が及ぶものではない」として自らの安全配慮義務不履行を居直っており、当時の業務管理の姿勢が明らかになっています。

第一回団体交渉で明確にしたように、A2組合員の事故は、現認者が存在しない一人作業の転倒事故であり、本来、そうした作業を指示した貴生協が安全配慮の責任をもって調査して業務起因性を認め労災申請すべき案件です。

こうした本件については、第三者機関の判断だけでは解決が困難であって、当事者間の胸襟を開いた話し合いが決定的に必要であると確信し、改めて合意に向けた団体交渉を提起するものです。

当ユニオンは、被災から13年余のA2組合員とその家族の苦難を念頭に、業務中の転倒事故で「脳脊髄液減少症」を発症した事実を貴生協が真摯に受け止め、事実と道理に基づき円満解決に向かうことをめざし、誠実に団体交渉に臨まれるよう、申し入れます。

記

1. 2020年11月20日付け申入れ書の3点をはじめとする事項への回答を求める。
2. 日時、場所は窓口で協議調整する、組合側交渉員は追ってお知らせする。
3. 交渉応諾の可否は8月31日までにいただきたい。

なお、貴生協の存立の原点に照らし、争いごとが事実と道理に基づいて円満に解決することを目指しますが、不調の際

は公的機関をも視野に入れて対応する所存です。

- (4) 組合は、令和5年9月13日付で、当委員会に対し、団交の開催を調整事項とする労働争議あっせん（令和5年（調）第2号労働争議あっせん事件）を申請した。同年11月13日に当該あっせんは不調に終わった。

(5) 別件民事訴訟において、東京高等裁判所は、令和5年11月28日付でA2の控訴を棄却し、A2は、同年12月11日付で最高裁判所に上告及び上告受理申立てをした。

6 2回目の団交

(5) A 2は、A 2の主張する事故の現場を調査してほしいと平成22年8月3日に生協に告げたところ、「ダメだ、マンションに行って調べること、入っていくことは不法侵入だから絶対にダメだ」と言われたと発言した。

これに対し、生協代理人は、「A 2さんは、平成22年の8月3日に調査、そういう申出をして、それに対して生協は否定的な発言をしたということは、裁判で主張したけども裁判所はそれを認定していない。」と発言した。

(6) 生協代理人は、A 2の主張する事故がない根拠について、「転倒の事実がないというその根拠は何だとおっしゃったところ、それはやっぱり読んで頂きたいなと思うんですよね。判決に、こと細かくなぜ転倒があったと認められないのか、ということは書かれております。」と説明した。それに対して、組合は次のとおり発言した。

組合「それだけですね。はいわかりました。ちょっとね、あのね、私も判決文読みました。刑事事件でね、あの冤罪事件が後を絶たないってのはね、こういう事実認定の杜撰な事実認定じゃなくて（原文ママ）、思ったんです。」

その後も、生協代理人と組合との間で以下のようなやり取りがあった。

組合「繰り返しになりますがね、代理人がね、法廷でこうなってる、判決がこうなってるっていうね、それは、それだけでね、それが全てっていうのはね、これはね、誤りだと思いますよ。」

生協代理人「判決を前提にしかちょっとお話しできませんねと申し上げている。」

組合「その判断、その判決に誤りがある、ここはちょっと疑わしいなっていうことがね。」

組合「それが司法の限界なんだって言ってんですよ」

組合「だからそれを乗り越えて一致点をどう作り出すかってい

うのが」

生協代理人「事実認識の相違が結構ありますし、いや判決がおかしいんだということで、私どもに言われても」

組合「誤った判決が行われてるんです。」

生協代理人「だから何なんですか。」

組合「話し合いで解決していこうということじゃないですか。」

生協代理人「だからそれは裁判所に言ってくださいよ。」

組合「そしたら裁判なんて今やる、何のためにやってんですか。」

生協代理人「あなたたちがやってんですよ。」

組合「そうですよ。」

生協代理人「A 2さんがやってんですよ。A 2さんに訊いて下さい。あなた何のために裁判やっているんですかと。」

組合「何を言っているですか。あなたたちがちゃんとそれを、真実を真実として認めないからこうやってやっているんですよ。A 2さんだって早く終わりたいよ、こんなの。何年苦しんでんですか」

生協代理人「今後もね、なんか俺絶対諦めないと、みたいなことをおっしゃられても、ご回答は変わらないです。」

組合（A 2）「ちょっと私から。何か聞くと、13年経ったから忘れましたとか、知らないとかって、そういうのは回答じゃないですから」

生協代理人「だから発言の一部を取り上げて、そればっかりじゃないかとか言われても、その時その時のちゃんと話がかみ合つてますので、話し全体を踏まえてください。一部を切り取らないでください。」

生協代理人「ちょっとこれ以上ですねお話してもずっと平行線じゃないのかな、と。」

7 第3回団交申入れから本件申立てに至る経緯

(1) 組合は、令和5年12月24日付け「「第3回団体交渉」の申入れ書」により、次のとおり生協に団交を申し入れた。

「第3回団体交渉」の申入れ書

貴生協と食品関連一般労働組合（以下、食品一般ユニオン）との第2回団体交渉が12月14日行われた。交渉内容は前回の交渉で回答の不十分な点を明らかにすることと、紛争の話し合い解決を目指したものであったが、貴生協の対応は極めて問題であった。

当事者間の交渉が前提の団交目的を否定し、答弁の一切を含めた進行の全権を代理人に移譲し、当事者責任を回避する姿勢は許されないことである。交渉は2時間余に及んだが、代理人の「裁判の結果がベースで、これ以上も以下もない」とか、「私は、これまで飯を食っている」等の姿勢は、「合意に向けて真摯に交渉する」という、本来の団体交渉とは異質の対応であった。この団体交渉は、被災から13年余のA2組合員と家族の苦難を念頭に、業務中の転倒事故で「脳脊髄液減少症」を発症した事実を貴生協が真摯に受け止め、事実と道理に基づき円満解決をめざすことである。当食品一般ユニオンは以下の要求を改めて提起するので真摯に検討し団交に応じることを要請する。

交渉の円滑な進行を目的に下記の内容を提起するが、A2氏が「就労中に被災した事実」と長期に亘る労苦に対し、貴生協が当事者として司法判断の到達点（原告の主張全てが否定されたわけではない）なども考慮に置きながら解決金の水準も含め、誠意ある対応で合意点に達することを強く求める。

記

- 1 名誉回復としてA2氏に長年の功労に対して感謝の意を表する。
- 2 解決金として失われた人生と名誉の対価として18,444,288円の支払いを要望する。もっとも、この当初要求の同金額には拘るものではなく、貴生協の誠意ある回答で合意する。

3 以上2点に合意できるならこの紛争について、その余の請求は放棄する

4 場所は貴生協本部会議室を指定する、日時は窓口で協議調整する、組合側交渉員は追ってお知らせする。

5 交渉応諾の可否は2024年1月15日までにいただきたい。
なお、貴生協の存立の原点に照らし、争いごとが事実と道理に基づいて円満に解決することを目指しますが、不調の際は公的機関をも視野に入れて対応する所存です。

- (2) 第3回団交申入れで組合が議題とした「2 解決金として失われた人生と名誉の対価として18,444,288円の支払いを要望する。」における1844万4288円は、別件民事訴訟でA2が生協に対して、A2の主張する事故が生協の安全配慮義務違反に基づくとして請求した損害賠償金2028万4288円から弁護士費用相当損害184万円を除いた額に等しい。治療関係損害242万275円、休業損害・失業損害1255万4013円、入通院慰謝料347万円の合計である。
- (3) 生協は、令和6年1月9日付け「ご連絡」により、令和5年12月14日の団交の場で回答を求められた件である「「パークシティ○○○○○○」の配達状況について(2023年12月現在)」について報告し、「「第3回団体交渉」の申し入れについては、判決に対する批判に終始しており、議論できるものではありませんので、団体交渉はお断り致します。」と返事した。
- (4) 組合は、令和6年1月19日付け「「第3回団体交渉」再度の要請」により、次のとおり生協に団交を申し入れた。

「第3回団体交渉」再度の要請

貴生協と食品一般ユニオンとの第2回団体交渉が昨年12月14日に開かれ、2時間余にわたる協議にもかかわらず貴生協側の極めて異常な運営、進行により議論の進展には至らなかった。当ユニオンは、この状況を前向きに解決することを目指すとともに、当事者・A2の業務中転倒とそれに伴う傷病発生の事実を、貴生協が真摯に受け止められることを求めて12月24日、「第3回団体交渉」の申し入れを行いました。

これに対して貴生協人事教育統括部長B6氏より「ご連絡」とする2024年1月9日付書面が送付され、団体交渉に関して「判決に対する批判に終始しており、議論できるものではありませんので、団体交渉はお断りします」とする、今後の団交をも含めて拒否するものであった。

当ユニオンは過去2回の交渉の中では、判決に対する批判に終始などの行為は一切行っておらず、事実に反するものであり、逆にこの司法判断の到達点を踏まえた上で話し合い解決を求めているものです。また第3回申入れ書（昨年12月24日付）のどこに「判決を批判する」様な表記があるのか。当ユニオンこそ、判決に関わらず、双方にて前向き解決を望んでいるのであって、これら理由は貴生協の逃げ口上というほかない。

当食品一般ユニオンは改めて「第3回団体交渉開催」の再要請をするものであり、貴生協には誠意ある対応を強く求めます。

基本的には前回申し入れの事項に対する交渉ですが、加えて、第2回交渉の結果を踏まえた具体的な事項を下記に追記したので、ご理解とご検討をお願いします。

なお、交渉応諾の可否は、1月29日までにご連絡をいただきたい。

記

1, 書面で回答された「パークシティ〇〇〇〇〇〇」の配達状況

について、若干の質疑

2、前回交渉の中で、「労働災害通勤災害安全衛生職場会報告書」の件が質されたおり、B2労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯。

3、1人作業における災害時の現地調査について等、事故後における貴生協の対応。

4、その他、関連事項。

(5) 組合は、令和6年2月8日付で、当委員会に対し、団交の開催を調整事項とする労働争議あっせん（令和6年（調）第2号労働争議あっせん事件）を申請した。当該あっせんは、生協が辞退したため、打ち切られた。

8 本件申立て

令和6年5月8日、組合は、当委員会に対し本件申立てを行った。

9 本件申立て後の事情

(1) 別件民事訴訟の確定前

ア 令和6年7月3日、別件行政訴訟において控訴が棄却された。

その後、A2は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをした。

イ 令和6年10月30日第3回調査期日までに、生協から組合に、場合によっては当委員会立会いの下、団交をもう一度行う選択肢もあるとの提案がなされた（令和6年10月30日第3回意向聴取）。

ウ 組合は、令和6年11月15日付け準備書面（2）において、「申立て人としては、団交を実施することを改めて求める。被申立て人が誠実にこの団交に応じるということであれば、本救済申立ては取り下げる意向である。」と陳述した。

(2) 別件民事訴訟の確定

令和6年11月29日、別件民事訴訟は、上告棄却及び上告審

として受理しない旨の決定がなされた（令和6年（才）第395号、令和6年（受）第511号）。

(3) 別件民事訴訟の確定後

ア 組合は、令和6年12月18日付けで、生協に対し次のとおり団交を申し入れた。

「第3回団体交渉」の申入れ

当労組は貴生協へ、2023年12月24日付及び2024年1月19日付で団体交渉開催の申し入れをしA2氏の労災に関わる諸要求を示し円満に解決することを求めていました。しかし貴生協はこの話合いを拒否したため当労組は埼玉県労働委員会に団交拒否の不当労働行為救済申立てをしました。

当労組は労働委員会の手続きが進行する中で同委員長宛の上申書で和解条項を示した結果一定の前進が見られ、当労組も準備書面（2）で「被申立人が誠実にこの団交に応じるということであれば、本救済申立ては取り下げる意向である」と表明しています。

そして、前回の期日においては、団交実施にあたっては、当労組から甲89の内容を整理した議題をお示しすることをお伝えしましたが、改めて検討した結果、その前に、貴生協から書面での回答を求めたいと考えるに至りました。

そこで、貴生協には、2025年1月末日までに、甲89で示した25の質問項目について、書面での回答をしていただくことを求めます。

そのうえで、同年2月10日までに当労組が議題を整理して貴生協にお示ししたうえで、同年2月19日の審問が終了した後に、続けて団交を実施していただくよう申し入れます。

その際の議題・要求項目は次のとおりです。

記

1 2024年1月19日付け団交要請書で交渉議題とした点

- ① 書面で回答された「パークシティ〇〇〇〇〇〇」の配達状況について、若干の質疑
 - ② 前回交渉の中で、「労働災害通勤災害安全衛生職場会報告書」の件が質されたおり、B 2 労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯。
 - ③ 1 人作業における災害時の現地調査について等、事故後における貴生協の対応。
- 2 11月15日付け埼玉県労働委員会宛陳述書で示された25項目の質問について
- 3 埼玉県労働委員会宛9月17日付け上申書で示された和解条項の実現を求める
- ① Y生協は、この事件をまねいたことに遺憾の意を表明し、A 2 氏の長年の功労に謝意を示す。
 - ② A 2 氏が、2010年5月6日から2018年12月5日までに各病院に支払った医療費と薬局代、および通院交通費として合計2,420,275円の支払いを要望する。但し、同金額に固執するものではない。
 - ③ 当ユニオンは上記2点で合意できるなら埼玉県労働委員会への申立てを取り下げ、その他の請求は放棄し、両者の間に本件に関して何ら債権債務はないことを確認する。

イ 令和7年2月5日までに、別件行政訴訟は、上告棄却及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、A 2 の敗訴が確定した。

ウ 令和7年2月19日、組合と生協とは、当委員会立会いの下、団体交渉を行った。

第4 爭点

- 1 A 2 は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に当たるか。

- 2 本件申入れに生協が応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか。
- 3 本件申入れに生協が応じなかつたことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。

第5 判断

- 1 A2は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に当たるか。

(1) 組合の主張の要旨

ア A2と生協との間には、現在、労働契約関係が存在しないことは認める。

しかし、退職から長期間経過後であっても、「①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生し、②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適切であり、③雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内に団交が申し入れられたという場合においては、元従業員たる組合員を「使用者が雇用する労働者」と認め、使用者に団交応諾義務を負わせるのが相当といるべきである」（ニチアス（奈良）事件・中労委平成29年3月15日、住友ゴム工業事件・大阪高判平成21年12月22日、以下「別件裁判例」という。）とされている。

イ A2が退職後に脳脊髄液減少症と診断されている本件は、石綿曝露による健康被害が曝露から相当長期の潜伏期間を経た後に発現した例である別件裁判例に類似している。そして、以下のとおり、別件裁判例の要件を満たしており、労働契約関係終了後であっても、A2は、「使用者が雇用する労働者」と認められる。

(ア) まず、別件裁判例の要件①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したといえる。

A2の脳脊髄液減少症に基づく疾患は、業務中であった平

成22年5月5日におけるA2の主張する事故に基づいて発症したものであり、雇用関係と密接に関連しているところ、生協が、A2の主張する事故を否定しているために紛争となっている。

したがって、①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したと認められる。

(イ) 次に、別件裁判例の要件②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適切であるといえる。

労使の一方が業務に起因すると主張する紛争がある以上、使用者にはそれに対応する責任があり、当該紛争を処理することが求められる。組合の主たる要求は、「A2の長年の功労に対して感謝の意を表する」ことであり、このような功労についての評価は、別件民事訴訟判決で言及されておらず、生協において処理することが可能かつ適切であるといえる。また、組合の要求に、別件民事訴訟と重なる部分があったとしても、別件民事訴訟が確定していなかった以上、使用者に処分可能なものといえなくなっているとはいえない。

したがって、②使用者において処理することが可能かつ適切であると認められる。

(ウ) 最後に、別件裁判例の要件③雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内に団交が申し入れられたといえる。

たしかに、A2は、平成22年5月5日のA2の主張する事故直後から症状が出て、その原因がA2の主張する事故にあると確信していた。そして、A2は、平成26年2月28日に退職した後の同年12月に脳脊髄液減少症と診断され、平成28年3月に組合に加入している。

しかし、A2は、原因がわからないまま、多種多様な病院への通院治療を余儀なくされ、団交を行う暇はなかった。また、労災手続において、A2の症状の原因がA2の主張する事故

にあることは否定されてきたこと、A 2 及び組合が、労災や審査請求、再審査請求、行政訴訟を追行していたことも、団交を申し入れることの実際上の困難の原因であった。

したがって、A 2 が組合に加入した平成 28 年頃に団交を申し入れることに支障はあったといえ、組合が初めて団交申入れをした時期が、A 2 の退職から約 6 年半以上経過した令和 2 年 7 月となったのはやむを得なかった。

よって、③雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内に団交が申し入れられたと認められる。

(イ) 以上のとおり、別件裁判例の要件①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生し、②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適切であり、③雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内に団交が申し入れられたと認められる。

ウ したがって、A 2 は、労組法第 7 条第 2 号の「使用者が雇用する労働者」と認められる。

(2) 生協の主張の要旨

ア 生協の従業員である組合員は、一人も存在しない。生協と A 2 との間には、現在、労働契約が存在しない。

イ 「近い過去に労働契約関係が存在した場合にも、それを基盤とした労組法上の使用者性が肯定されうる」が、A 2 は、平成 26 年 2 月 28 日に生協を退職した者である。しかも、組合が議題にしようとしているのは、退職時の事柄ではなく、平成 22 年 5 月の A 2 の主張する事故に関する事である。平成 22 年の A 2 の主張する事故から令和 2 年の団交申入れまでは 10 年以上、平成 26 年の退職からでも 6 年半経過しており、「近い過去」とは到底いえない。

ウ 組合は、別件裁判例で判示された、元従業員たる組合員を労組

法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」と認めるための要件が充足され、A2は生協が「雇用する労働者」に該当すると主張するが、失当である。別件裁判例は、相当長期の潜伏期間といったアスベスト特有の事情によるものであり、その射程範囲は限定的であると解されている。

A2は、診断名は明確ではなかったものの、A2の主張する事故直後から症状が出て、その原因がA2の主張する事故にあると確信していたというのであるから、相当長期の潜伏期間といった事情はなく、別件裁判例の射程範囲外である。

エ また、別件裁判例の要件①、②、③は、いずれも認められない。

(ア) まず、別件裁判例の要件①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したといえない。

そもそもA2の主張する事故が認められない。この点は、令和5年11月28日の別件民事訴訟の高裁判決でも認定されている。

したがって、①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したとは認められない。

(イ) 次に、別件裁判例の要件②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適切であるといえない。

そもそも別件裁判例では、要件①が認められることを理由に、使用者にはそれに対応する責任があり、当該紛争を処理することが求められるとされている。要件①が認められない本件とは異なる。また、本件では、別件民事訴訟において、A2の主張する事故を認めず、生協のA2に対する安全配慮義務違反を否定する高裁判決が既に出ており、生協が本件事案を適正に対処することが求められているという事情もない。

したがって、②使用者において処理することが可能かつ適切であるとは認められない。

(ウ) 最後に、別件裁判例の要件③雇用関係終了後、社会通念上合

理的といえる期間内に団交が申し入れられたといえない。

A 2 が組合に加入したのは平成 28 年 3 月 19 日のことであるが、その頃から組合は、本件問題について支援を開始しており、平成 28 年頃に団交を申し入れることに何ら支障はなかった。

したがって、初めて団交を申し入れたのが、平成 26 年 2 月 28 日の A 2 の退職から約 6 年半以上経過した令和 2 年 7 月 10 日であったのは、③雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内に団交が申し入れられたとは認められない。

(イ) 以上のとおり、別件裁判例の要件①から③までは、いずれも認められず、A 2 は、労組法第 7 条第 2 号の生協の「雇用する労働者」に当たらない。

オ したがって、A 2 は、生協が「雇用する労働者」に該当しない。

(3) 当委員会の判断

ア A 2 は、平成 26 年 2 月 28 日に生協を退職し、約 2 年後の平成 28 年 3 月 19 日に組合に加入した。組合は、生協に対し、A 2 の組合加入を通知しないまま、A 2 の生協退職から約 6 年半、組合加入から約 4 年半経過した令和 2 年 7 月 10 日に初めて団交を申し入れた。これは、同年 5 月 4 日に A 2 が別件民事訴訟を提起した約 2 か月後であった。

生協はこれに応じ、令和 2 年 9 月 9 日に 1 回目の団交が行われた。さらに、生協は、令和 5 年 1 月 14 日に 2 回目の団交に応じた。2 回目の団交は、別件民事訴訟において、令和 5 年 2 月 17 日に地裁で A 2 の請求が棄却され、同年 11 月 28 日に高裁で A 2 の控訴が棄却された後に行われた。

今回、救済申立てのあった本件申入れは、A 2 の退職から約 10 年経過した令和 5 年 1 月 24 日及び令和 6 年 1 月 19 日になされたものである。

このように、退職から長期間経過した後の団交申入れであることから、雇用関係終了後の団交応諾義務が認められるか、A 2が労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に当たるかが問題となる。

イ この点、労組法の予定する団交とは、使用者が、その雇用する労働者の属する労働組合の代表者と、労働者の待遇及び労使関係上のルールについて合意を得ることを目的とした交渉であり、労組法第7条第2号は、団交を通じて正常な労使関係が樹立されることを目的としている。そうすると、同号にいう「使用者が雇用する労働者」とは、原則的には、現に当該使用者が「雇用」している労働者を前提にしているものと解される。

とすれば、A 2と生協との間に雇用関係がないことについて当事者間に争いのない本件において、A 2は「使用者が雇用する労働者」に当たるとはいえないこととなる。

もっとも、労働条件等を巡る問題は様々であり、雇用関係の前後にわたって生起する場合もある。そのような場合においては、当該労働者を「使用者が雇用する労働者」と認めて、団交応諾義務を是認することが、上記労組法の趣旨に沿う場合がある。

そこで、元従業員たるA 2を「使用者が雇用する労働者」と認め、使用者に団交応諾義務を負わせる要件としては、①当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生し、②使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適当であること、③団交申入れが、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたことを挙げることができる（住友ゴム工業事件・大阪高判平成21年12月22日）。

ウ 本件申入れは、上記要件を満たし、A 2は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者」に当たるか。

(ア) 上記要件①について

組合は、本件申入れで、「この団体交渉は、被災から 13 年余の A 2 組合員と家族の苦難を念頭に、業務中の転倒事故で「脳脊髄液減少症」を発症した事実を貴生協が真摯に受け止め、事実と道理に基づき円満解決をめざすことである。」、「当ユニオンは過去 2 回の交渉の中では、判決に対する批判に終始などの行為は一切行っておらず、事実に反するものであり、逆にこの司法判断の到達点を踏まえた上で話し合い解決を求めているものです。」とし、「解決金として失われた人生と名誉の対価として 18, 444, 288 円の支払いを要望」している。

とすれば、上記要件①の「当該紛争」とは、別件民事訴訟において、A 2 が、生協との間に雇用関係が存在した平成 22 年 5 月 5 日の業務中の事故により脳脊髄液減少症を発症したと主張して、生協の安全配慮義務違反に基づいて請求している損害賠償に関するものであると認められる。

思うに、業務中の事故により発症した傷病についての使用者への損害賠償請求であれば、従来の雇用関係と密接に関連して発生した紛争といえなくもない。

しかし、A 2 は、平成 22 年 5 月 5 日の業務中の事故が労災だとして 2 度にわたって補償を求め、いずれも不支給決定がなされた。さらに、A 2 は、別件民事訴訟において、生協に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求したが、本件申入れ前に出された高裁判決で、A 2 の主張する事故及び生協の安全配慮義務違反は認められなかった。

このように、組合の要求の前提となる事実が、客観的に何も認められていない状況の中で、当該紛争が従来の雇用関係と密接に関連して発生したということはできない。

上記住友ゴム工業事件では、組合員両名が、石綿曝露の可能性のある業務に従事していたことや組合員の一人が健康管理

手帳（石綿）の交付を受けていることなどの事実を認定した上で、当該紛争が従来の雇用関係と密接に関連して発生したと認めているのである。

したがって、上記要件①の当該紛争が雇用関係と密接に関連して発生したということはできない。

(イ) 上記要件②について

上記要件②の「当該紛争」とは、上記要件①の雇用関係と密接に関連して発生した「当該紛争」を前提としているものと解される。

したがって、上記のとおり、上記要件①が認められない本件では、上記要件②の使用者において、当該紛争を処理することが可能かつ適当であるとはいえない。

(ウ) 上記要件③について

組合は、A2が平成26年2月28日に生協を退職し、平成28年3月19日に組合に加入した後の令和2年7月10日、初めて生協に対し、団交を申し入れた。

本件救済申立てで争われているのは、令和5年12月24日及び令和6年1月19日の本件申入れに生協が応じなかつたことである。

しかし、組合は、令和2年7月10日付け「団体交渉の申し入れ」において「在職中に発生した負傷について使用者としての安全配慮義務違反があったのでその損害について」団交を申し入れ、交渉事項として「2010年5月5日の配達業務中、転倒により発生した負傷は使用者側の責任に帰する事故であった。この負傷により失った利益18,444,288円を要求します。」としている。これは、(ア)で判断した上記要件①の「当該紛争」と同一である。そのため、まずは、初めての団交申入れが、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたと認められるか検討する。

組合は、団交申入れが令和2年になったことについて、①A2が「脳脊髄液減少症」と診断されたのが平成26年12月であったこと、②平成28年3月のA2の組合加入以降、A2と組合は、労災の手続に注力し、労災や審査請求、再審査請求、行政訴訟を追行していたため、生協の安全配慮義務違反を問う団交を行う暇がなかったことを理由に挙げて、やむを得なかった旨主張している。

しかし、組合の理由①については、相当長期の潜伏期間のあるアスベストによる損害の事案とは異なり、A2は、平成22年5月5日のA2の主張する事故以降種々の症状に苦しんでいたと主張しており、診断名はともかく、平成28年の組合加入時に団交を申し入れることは可能であったと考えられること、理由②については、令和2年5月にA2が提起した別件民事訴訟の追行中の団交申入れは可能であったが、労災や審査請求、再審査請求、行政訴訟を追行している状況では「暇がなかった」というのは、組合の極めて主観的事情に過ぎないものであることから、認められない。

したがって、組合が初めて団交申入れをした時期が、A2の主張する事故ないし発症の日から10年以上、A2の退職から約6年半、A2の組合加入から約4年半経過した令和2年7月10日になったことについて、やむを得ない事情があったものとはいえず、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたとは認められない。

とすれば、その後になされた令和5年12月24日及び令和6年1月19日の本件申入れもまた、紛争を同一にするものである以上、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたということはできない。

したがって、上記要件③の団交申入れが、雇用関係終了後、社会通念上合理的といえる期間内にされたということはでき

ない。

(エ) 以上から、上記要件①、②、③はいずれも認められず、A 2 は、労組法第 7 条第 2 号の「使用者が雇用する労働者」に当たらない。

組合は、A 2 以外に生協の雇用する労働者を組織していないのであるから、組合は生協の「雇用する労働者の代表者」であるということはできない。

エ 上記のとおり、A 2 は、労組法第 7 条第 2 号の「使用者が雇用する労働者」に当たらないが、組合は、本件申入れの議題は義務的団交事項であり、生協が本件申入れに応じなかつたことに正当な理由がないと主張するため、念のため、争点 2 で検討する。

2 本件申入れに生協が応じなかつたことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するか。

(1) 組合の主張の要旨

ア 団交には裁判に委ねられない独自の意義がある。そして団交拒否の時点で別件民事訴訟は確定していない。

したがって、本件申入れの議題が別件民事訴訟での請求と重複していたとしても、本件申入れに生協が応じなかつたことは、正当な理由がないといえ、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為である。

イ まず、訴訟と並行しての団交実施は当然ありうることであり、別件民事訴訟における A 2 の損害賠償請求と重複することを理由に団交を拒否することに正当な理由はない。

組合は、団交議題に、「解決金として失われた人生と名誉の対価として 18, 444, 288 円の支払い」を挙げ、解決金を要求するものであるが、金額にはこだわるものではないとしている。組合の要求事項は、本件紛争の解決という将来のため

のものである。裁判には委ねられない独自の意義を持っており、裁判と並行して行われることに意義があるものである。

また、A 2 が別件民事訴訟で求めている損害賠償について、控訴審判決は出ているものの、確定はしていないのであって、団交議題に挙げることに問題はない。

ウ 次に、以下の点は、別件民事訴訟での請求と重なり合わないものである。別件民事訴訟と重ならない点は、いずれも平成 22 年 5 月 5 日の A 2 の主張する事故に関連する申入れであり、労働災害に関する事項として義務的団交事項に当たる。

(ア) A 2 の長年の功労に対して感謝の意を表すこと

A 2 が生協において昭和 50 年から長年就労してきたことは事実であること、平成 22 年当時、A 2 は「パークシティ〇〇〇〇〇〇」の配達を一人で担当しており、過重な労働に従事していたと評価できることから、A 2 に対する感謝の意を表してほしいということである。A 2 の主張する事故に対する損害賠償問題に関するものではない。

(イ) 「パークシティ〇〇〇〇〇〇」の配達状況について、若干の質疑

令和 5 年 1 2 月の団交後、生協から受領した「ご連絡」に関する質疑である。具体的には、いつからいつまでの集計か、置き配か手渡しか、配達件数と配達担当者数の割合にばらつきがある理由、配車のルール、現在延べ 12 人のところ、A 2 作業当時は一人で対応していたのか、等である。

別件民事訴訟の事実認定と重なるものもあるが、A 2 の功労の確認及び現在の配達作業の安全確保を求める観点からの質問事項である。労働災害に関する事項であり、別件民事訴訟と重なる部分についても、別件民事訴訟が確定していなかった以上、義務的団交事項とならないとはいえない。

(ウ) 前回交渉の中で、労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告

書の件が質されたおり、B 2 労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯

労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の提出年月日が平成22年5月18日付けである理由について、2回目の団交において生協から「A 2 さんの方で診断書を出さなかったからですよ」と発言があった。診断書を出さなかったという事情をA 2 及び組合が把握していなかったため、その発言の真意及び経緯の説明を求めたものである。

事故後の対応であって、別件民事訴訟において請求原因にもなっておらず、判決においても触れられていない。労働災害に関する事項であり、義務的団交事項である。そしてその趣旨は、その不備を生協が認め、それについての謝罪や一定の補償を求めるものである。

(エ) 一人作業における災害時の現地調査について等、事故後における貴生協の対応

一人作業時のA 2 の主張する事故は目撃者がおらず、早急な現場検証が求められたが、生協がこれを行わなかった。この点を別件民事訴訟の請求原因とは別の問題として、団交の質問事項とした。A 2 の作業時のことのみならず、現在の一人作業時の対応を問うものであり、現在の配達作業の安全確保を求める観点を含んだ質問事項である。

別件民事訴訟の主要な争点は、A 2 の主張する事故及び生協の安全配慮義務違反の有無であって、事故後の生協の対応については別件民事訴訟で何ら判断されていない。これも労働災害に関する事項であって、義務的団交事項である。そしてその趣旨は、その不備を生協が認め、それについての謝罪や一定の補償を求めるものである。

エ 以上のとおり、別件民事訴訟と重ならないものはもちろん、別件民事訴訟と重なっていたとしても、また、終局的にA 2 への

補償を求める内容であったとしても、控訴審判決は出ているものの、確定はしていないのであるから、A 2 の別件民事訴訟における損害賠償請求を理由に団交を拒否することは、正当な理由がないと言わざるを得ない。

したがって、本件申入れに生協が応じなかつたことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為である。

(2) 生協の主張の要旨

ア 一般論として、団交に訴訟とは異なる独自の意義が存在する場合があり得ることは否定しない。

しかるに、生協と組合との間の懸案事項は、別件民事訴訟の対象となっている事項のみであつて、この他に、例えば今後の労使関係という将来に関する事項などは皆無である。別件民事訴訟とは別に団交に期待される機能や目的はなく、別件民事訴訟とは別に団交を行うべき理由は見当たらない。

また、高裁判決が存在する以上、別途団交において高裁判決の事実認定とは異なる事実を前提として解決できる可能性があるものではない。

組合の団交要求は、実質的に司法判断がされた事柄について再考を求めるという他なく、紛争を蒸し返そうとしているだけであつて、これを断ることには正当な理由が存在する。

イ 「義務的団交事項」とは、「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であつて、使用者に処分可能なもの」とされている。

A 2 は、生協の「雇用する労働者」には該当せず、また、別件民事訴訟の高裁判決が出されており、組合の要求事項は、使用者に処分可能なものとはいえなくなっている。これらの点からして「義務的団交事項」には該当しない。

組合からは「現在の配達作業の安全確保」や「現在の一人作

業時の対応」を問うといった主張も見られるが、生協に組合員は一人もおらず、そのような事項は義務的団交事項ではないという他ない。

ウ 本件申入れの議題は、いずれも別件民事訴訟の対象となる事項のみである。

(ア) A 2 の長年の功労に対して感謝の意を表すること

組合は、A 2 の主張する事故の有無とかかわりなく、感謝の意を表するよう求める趣旨だというが、このような要求事項は、およそ義務的団交事項とならない。生協において退職者に「感謝の意を表する」制度はなく、またそのようなことを行ったこともない。

また、組合は、「名誉回復として」ともいうが、その場合、別件民事訴訟で認定されたA 2 の働きぶりに関する事実の否定やA 2 の主張する事故に関連する事項を想定していると考えられ、別件民事訴訟での請求と実質的に重複している。

(イ) 解決金として失われた人生と名誉の対価として1844万4288円の支払い

A 2 の主張する事故に関して、A 2 が生協に対して別件民事訴訟で請求している損害賠償問題に関するものである。A 2 の請求は、本件申入れ前に高裁判決で棄却されている。

使用者に対する損害賠償請求が判決において否定され確定した場合に、組合が、使用者の責任が認められ得る抽象的な可能性を指摘したとしても、そのような抽象的な可能性をもって使用者に団交申入れに応ずる義務を課すことは相当でないとされている（オーケーリース事件・東京地判平成30年2月26日）。

(ウ) 「パークシティ〇〇〇〇〇〇〇」の配達状況について、若干の質疑

平成22年当時の業務の過重性の間接事実として、別件民

事訴訟において A 2 から主張されたものであり、別件民事訴訟の対象事項の範囲に含まれる。組合は、現在の配達作業の安全確保を問うものだとも主張するが、現在、生協従業員で組合に加入している者は存在せず、組合員の労働条件、処遇ないし権利に関する事項とはいえない。

(イ) 前回交渉の中で、労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の件が質されたおり、B 2 労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯

労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の提出年月日が、A 2 の主張する事故の発生の事実の日から 10 日以上遅れた平成 22 年 5 月 18 日付けであるのは、生協の対応に不備があつたためであると A 2 が別件民事訴訟で主張し、審理の対象となつた事柄である。労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の提出が遅れたことや、その遅れが診断書の提出が遅れたことによるのかどうかが、別件民事訴訟を離れて、なぜ労働条件、処遇ないし権利に関する事項となるのか、組合は明らかにしておらず、義務的団交事項であると認められない。

(オ) 一人作業における災害時の現地調査について等、事故後における貴生協の対応

「本件事故後における事故現場の調査が不十分であり、むしろ生協が A 2 が調査しようとするのを妨害したのであるから生協の責任である」との主張は、別件民事訴訟において A 2 が繰り返し主張し、審理の対象となつていた。A 2 の主張する事故直後の生協の対応に不備があつたと認めさせようとするものであり、別件民事訴訟の対象事項の範囲に含まれるものである。組合は、現在の一人作業時の対応を問うものであると主張するが、現在、生協従業員で組合に加入している者は存在せず、組合員の労働条件、処遇ないし権利に関する事項とはいえない。

エ さらに、生協は、組合からの申入れに応じて、令和2年9月9日、令和5年12月14日と団交を実施し、組合側の追及の程度に応じて、生協の見解を詳細に説明してきたところであって、およそ団交拒否は認められるものではない。

オ 以上のとおり、本件申入れの議題は、義務的団交事項に該当しない。本件団交拒否には「正当な理由」があり、労組法第7条第2号の不当労働行為にならない。

(3) 当委員会の判断

ア 本件申入れに対して、生協は、組合が「判決に対する批判に終始しており、議論できるものではありません」として、応じていない。

そこで、本件申入れに生協が応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか、正当な理由の有無が問題となる。

イ まず、別件民事訴訟は、A2が上告及び上告受理申立てをしており、本件申入れ時には、最高裁に係属中であった。

そこで、組合が団交を申し入れた事項について、別訴が係属している場合、使用者が、これを理由として団交による対応を拒否することができるか、別訴係属中の団交応諾義務が認められるかが問題となる。

裁判例や労委命令は一般に、当事者の交渉により将来の関係も視野に入れて紛争の解決を目指す団交は、権利義務関係を確定する訴訟とは機能や目的が異なることなどから、団交事項につき別訴が係属中であることは拒否の正当理由にはならないとしている（日本钢管鶴見造船所事件・東京高判昭和57年10月7日（最判昭和61年7月15日により上告棄却）、オンセンド事件・東京高判平成21年6月18日）。

本件においては、生協の従業員で組合員である者は存在せず、

将来の関係も視野に入れて紛争の解決を目指すものとはいえないものの、単に別件民事訴訟が係属中であることをもって、団交応諾義務を免れるものではないといえる。

ウ この点、生協は、本件申入れの議題は、いずれも別件民事訴訟の対象事項に含まれており、高裁判決での事実認定とは異なる事実を前提として、団交で解決できる可能性があるものではないこと、生協の従業員である申立人組合員は一人も存在せず、組合員である労働者の労働条件やその他の待遇に関する事項ではないため義務的団交事項に該当しないことから、生協が本件申入れに応じなかつたことには正当な理由があると主張する。

一般に、義務的団交事項とは、「団交を申し入れた労働者の団体の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」とされている。

そこで、以下、組合の本件申入れの各議題について団交拒否の正当な理由があるといえるか検討する。

エ 組合は、本件申入れにおいて、①A 2 の長年の功労に対して感謝の意を表すること、②解決金として失われた人生と名誉の対価として1844万4288円の支払い、③「パークシティ〇〇〇〇〇」の配達状況について、若干の質疑、④前回交渉の中で、労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の件が質されたおり、B 2 労務政策企画室室長が答えられた「診断書の提出」に関する発言の真意と経緯、⑤一人作業における災害時の現地調査について等、事故後における貴生協の対応を議題としている。

(ア) 上記議題①「A 2 の功労に対する感謝の意」について
功労に対して感謝の意を表するか否かは、使用者の任意であって、そもそも労働者の労働条件その他の待遇に関する事項ではなく、義務的団交事項ではない。

したがって、生協が本件議題における団交を拒否したことについては、正当な理由があると認められる。

(イ) 上記議題②「解決金として 1844万4288円の支払い」について

この議題において、組合は、別件民事訴訟で A2 が生協に対して請求した損害賠償額から弁護士費用相当損害を差し引いた額を解決金として要求している。

組合は、団交は紛争の解決という将来のためのものであり、裁判と並行して行われることに独自の意義があること、また、別件民事訴訟での要求金額にこだわっておらず、別件民事訴訟は、本件申入れ時点で確定していないことから、同一の請求を団交議題に挙げることは問題ないと主張する。

しかし、本件申入れ時点で、生協と労働契約関係のある組合員は存在していないから、団交が裁判と並行して行われることに将来にわたる労働関係を形成するなどの独自の意義は認められない。

また、金額にこだわらない旨付言したとしても、組合は、A2 の主張する事故を前提として生協に対し別件民事訴訟と実質的に同一の請求をしていることが認められる。

この点、組合は、高裁判決後の令和5年12月14日の2回目の団交において、司法には限界があり判決には誤りがある、それを乗り越えて一致点を作り出すのが団交である、生協が真実を真実と認めないからこうなっているなどと主張した。

これに対し、生協は、裁判は A2 が提起し、組合が支援しているものであり、A2 の主張する事故の事実を認定しなかつた高裁判決を前提にするしかないなどと繰り返し説明した。

とすれば、A2 の主張する事故の有無について、組合と生協との間ではその認識に大きく隔たりがあり、本件申入れ時点において、本件議題について、これ以上交渉を重ねても労使

いずれかの譲歩によって交渉が進展する余地はなかったとみるのが相当である。

したがって、別件民事訴訟判決は、本件申入れ時点で確定していなかったとしても、組合と生協との間において、A 2 の主張する事故を前提とする本件議題に関する交渉は、既に平行線になっていたものであるといえる。

以上から、生協が本件議題における団交を拒否したことについては、正当な理由があると認められる。

(ウ) 上記議題③「パークシティ〇〇〇〇〇の配達状況についての若干の質疑」について

組合は、別件民事訴訟の事実認定と重なるものもあるが、A 2 の功労の確認及び現在の配達作業の安全確保を求める観点からの質問事項であると主張する。

しかし、A 2 の功労の確認は、団交事項になりえない。また、本件申入れ時点から現在に至るまで生協と労働契約関係のある組合員はいない。

したがって、組合の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇に関する事項に該当せず、生協が本件議題における団交を拒否したことについては、正当な理由があると認められる。

(エ) 上記議題④「労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書提出に関する発言の真意と経緯」について

組合は、労働災害通勤災害安全衛生職場会議報告書の提出年月日が、平成 22 年 5 月 5 日の A 2 の主張する事故発生から 10 日以上経過した同月 18 日付けとなった経緯を把握しておらず、労働災害に関する事項であることから質問したと説明する。そして、かかる事項を団交議題とすることにより、事故後の対応に不備があったと生協に認めさせ、謝罪や一定の補償を求めるものだと主張する。

しかし、同報告書の提出年月日如何によって、労働災害の成

否が左右されるものとは考えにくい。また、A 2 及び組合がその事情を把握していなかったと主張しても、本件事項は、本件申入れの約 1 3 年半前の話であり、当時の経緯を正確に確認することは困難である。そのため、団交を行ったとしても、当時の事情について労使の共通認識が図られるなど交渉が進展する余地はなかったものと考えられる。

したがって、生協がこの議題における団交を拒否したことについては、正当な理由があると認められる。

(オ) 上記議題⑤「現地調査について等事故後の生協の対応」について

組合は、事故後の生協の対応については、別件民事訴訟で何ら判断されておらず、労働災害に関する事項であること、また、同議題は、A 2 の作業時のみならず、現在の一人作業時の対応を問うものであり、現在の配達作業の安全確保を求める観点を含んだ質問事項であることから、この議題は義務的団交事項であると主張する。

しかし、別件民事訴訟において、生協が事故現場の調査を妨害したという A 2 の主張について判断されなかつたのは、A 2 の主張する事故及び生協の安全配慮義務違反が認められず、その余についての判断が必要なかつたためである。別件民事訴訟で判断されていないからといって、直ちに義務的団交事項となるものではない。

なお、組合が主張するように、労働災害に関する事項であるとしても、本件議題は、結局、A 2 の主張する事故を前提とする議題ということになるから、上記議題②で述べたとおり、A 2 の主張する事故の有無については、組合と生協の認識に大きな隔たりがあり、本件申入れ時点において、既に交渉が平行線となっていたものであるから、その事故を前提として主張されている本件議題についても、労使いずれかの譲歩に

よって交渉が進展する余地はなかったものと考えられる。

また、本件申入れ時点から現在に至るまで、生協と労働契約関係にある組合員はおらず、現在の配達作業の安全確保は、組合の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇に関する事項に該当しない。

したがって、生協が同議題における団交を拒否したことについては正当な理由があると認められる。

(カ) まとめ

以上のとおり、本件申入れの全議題について団交拒否の正当な理由があるといえる。

オ 結論

争点1で判断したとおり、A2は、生協が「雇用する労働者」に当たらない。また、上記で判断したとおり、本件申入れの全議題について、生協の団交拒否の正当な理由が認められる。

したがって、生協が本件申入れに応じなかったことは労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

3 生協が本件申入れに応じなかったことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。

(1) 組合の主張の要旨

生協のなした団交拒否は、組合の活動が無力であると思わせるものであって組合運営への支配介入であり、労組法第7条第3号の不当労働行為である。

(2) 生協の主張の要旨

生協は、組合からの申入れに応じて、令和2年9月9日、令和5年12月14日と団交を実施し、生協の見解を詳細に説明してきた。

本件申入れにおける組合側の要求は、別件民事訴訟における高

裁判決の蒸し返しをはかるものばかりである。

したがって、生協が本件申入れに応じなかつたことは、およそ支配介入に当たらず、労組法第7条第3号の不当労働行為ではない。

(3) 当委員会の判断

前記判断のとおり、生協が組合からの本件申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しないのであるから、団交を拒否したことをもって、組合の活動が無力であると思わせるものとはいえず、支配介入に当たらない。

したがって、生協が本件申入れに応じなかつたことは、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しない。

第6 法律上の根拠

よって、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年8月21日

埼玉県労働委員会

会長 甲原 裕子